(その１)

収　支　報　告　書

※該当箇所に ☑ すること。

政治団体の区分
☐ 政党
☑ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
東京都内

（ふりがな）りっけんみんしゅとうとうきょうとだいじゅうごくそうしぶ

1　政治団体の名称　立憲民主党東京都第15区総支部

〒136－0072

2　主たる事務所の所在地　江東区門前仲町１丁目３番６号 門前仲町S&Sビル３階

3　代表者の氏名　竹井庸子

4　会計責任者の氏名　甚野謙

5　令和　7　年分

団体コード	
前年繰越額	13,026,187 円

事務担当者の氏名　甚野謙

電話番号　090-2527-6876

受付	審査	確認
	✓	
消込	パンチ	照合
済		

6321 号
8.6.30
東京都選挙管理委員会
事務局

0117 40

資金管理団体の指定の有無
☐ 有　☑ 無
公職の種類　（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名

（※）資金管理団体の指定の期間
年　月　日から
年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　酒井庸博
公職の種類　衆議院議員　（現・候）

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
年　月　日から
年　月　日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

（その２）

収　支　状　況

都　団　体　用

項　　目	金　　額
Ⅰ **収　入　総　額　(1)～(2)の計**	24,317,187
(1) 前年からの繰越額	13,026,187
(2) 本年の収入額　１～６の計	11,291,000
1 個人の負担する党費又は会費	0
（党費又は会費を納入した人の数）	人
2 寄附　**(1)～(2)の計**	200,000
(1) 寄附の区分　**ア～ウの計**	200,000
ア 個人からの寄附	200,000
（うち特定寄附）	0
イ 法人その他の団体からの寄附	0
ウ 政治団体からの寄附	0
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0
(2) 政党匿名寄附	0
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	0
(1) （３のうち特定パーティーの対価に係る収入）（1000万円以上の政治資金パーティー）	
(2) （３のうち政治資金パーティーの対価に係る収入）（1パーティーで1人２０万円超の支払）	
（(2)のうち対価の支払いのあっせんによるもの）	
4 借　入　金	0
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	11,091,000
6 その他の収入　**(1)～(2)の計**	0
(1) 10万円未満のものの計	0
(2) 10万円以上のものの計	0

項　　目	金　　額
Ⅱ **支　出　総　額　１～２の計**	17,657,232
1 経常経費の合計　**(1)～(4)の計**	11,694,898
(1) 人　件　費	5,425,950
(2) 光　熱　水　費	0
(3) 備品・消耗品費	273,112
(4) 事　務　所　費	5,995,836
2 政治活動費の合計　**(1)～(6)の計**	5,962,334
(1) 組　織　活　動　費	7,300
(2) 選　挙　関　係　費	0
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費　**ア～エの計**	5,955,034
ア 機関紙誌の発行事業費	0
イ 宣伝事業費	5,955,034
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0
エ その他の事業費	0
(4) 調　査　研　究　費	0
(5) 寄附・交付金	0
(6) その他の経費	0
備　考	

Ⅲ 翌年への繰越額　（Ⅰ－Ⅱ）	6,659,955

（その５）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金額	年	月	日	主たる事務所の所在地	備考
立憲民主党東京都総支部連合会	52,000	7	2	28	千代田区永田町1-11-1-6F	
〃	400,000	7	6	6	〃	
〃	500,000	7	6	27	〃	
〃	2,500	7	11	12	〃	
〃	136,500	7	12	26	〃	
(計)	(1,091,000)					
立憲民主党本部	2,500,000	7	4	18	千代田区永田町1-11-1 三宅坂ビル	
〃	2,500,000	7	7	18	〃	
〃	2,500,000	7	10	20	〃	
〃	2,500,000	7	12	3	〃	
(計)	(10,000,000)					
この頁の小計	11,091,000					
合計	11,091,000					

(注１)同一本部・支部（選管等へ届出たものに限る）からの交付金が複数ある場合は「名寄せ」して年月日順に記載し、「計」を入れてください。
(注２)合計は最終頁に記載してください。

（その７）

（１，２，３のいずれかに○をつけてください）

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	(1.)個人　2.法人・その他の団体　3.政治団体		
寄附者の氏名（又は名称）	金額	年	月	日		住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
水上宏	200,000	7	3	23		江東区清澄1-4-12-310	会社役員	
この頁の小計	200,000							
その他の寄附	0							
合計	200,000							

(注１) 同一者からの年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載してください。
(注２) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
(注３) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。
(注４) 同一本部・支部（選管等へ届出たものに限る）からの寄附や交付金は、（その５）に記載してください。

(その14)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	1. 光熱水費 (2.) 備品・消耗品費 3. 事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
プリンターカウンター料	11,233	7 1 21	キャノンマーケティングジャパン㈱	港区港南2-16-6	
プリンターカウンター料	58,360	7 3 21	キャノンマーケティングジャパン㈱	港区港南2-16-6	
プリンターカウンター料	10,393	7 4 21	キャノンマーケティングジャパン㈱	港区港南2-16-6	
プリンターカウンター料	12,630	7 5 21	キャノンマーケティングジャパン㈱	港区港南2-16-6	
プリンターカウンター料	25,019	7 6 23	キャノンマーケティングジャパン㈱	港区港南2-16-6	
コピーカウント料	13,662	7 7 4	エイトレント(株)	品川区北品川5－1－18	
コピーカウント料	22,915	7 7 18	エイトレント(株)	品川区北品川5－1－18	
プリンターカウンター料	28,645	7 7 22	キャノンマーケティングジャパン㈱	港区港南2-16-6	
コピーカウント料	14,236	7 8 29	エイトレント(株)	品川区北品川5－1－18	
コピーカウント料	11,041	7 10 30	エイトレント(株)	品川区北品川5－1－18	
コピーカウント料	28,880	7 12 17	エイトレント(株)	品川区北品川5－1－18	
プリンターカウンター料	10,874	7 12 22	キャノンマーケティングジャパン㈱	港区港南2-16-6	
この頁の小計	247,888				
その他の支出	25,224				
合計	273,112				

（注１） 資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２） 国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	1. 光熱水費　2. 備品・消耗品費　(3.) 事務所費				
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
複合機リース料	16,500	7	1	27	三菱HCビジネスリース㈱	港区西新橋1-3-1	
〃	16,500	7	2	27	〃	〃	
仲介手数料	242,000	7	3	13	(株)センターリード	江東区潮見２－３－９－３F	
家賃・共益費等	565,400	7	3	17	(有)後藤誠商店	江東区門前仲町1－3－6	
敷金	1,100,000	7	3	17	〃	〃	
複合機リース料	16,500	7	3	27	三菱HCビジネスリース㈱	港区西新橋1-3-1	
保証料	282,700	7	4	10	日本セーフティー(株)	大阪市西区江戸堀2－1－1－19F	
複合機リース料	16,500	7	4	28	三菱HCビジネスリース㈱	港区西新橋1-3-1	
事務機器リース料	304,414	7	5	20	エイトレント(株)	品川区北品川5－1－18	
複合機リース料	16,500	7	5	27	三菱HCビジネスリース㈱	港区西新橋1-3-1	
家賃・共益費等	282,700	7	6	9	(有)後藤誠商店	江東区門前仲町1－3－6	
複合機リース料	16,500	7	6	27	三菱HCビジネスリース㈱	港区西新橋1-3-1	
家賃・共益費等	282,700	7	6	30	(有)後藤誠商店	江東区門前仲町1－3－6	
監査業務報酬	231,000	7	7	10	角田雅道	江東区住吉2－17－11	
複合機リース料	16,500	7	7	28	三菱HCビジネスリース㈱	港区西新橋1-3-1	
この頁の小計	3,406,414						
その他の支出							
合計							

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

（その14）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	1. 光熱水費　2. 備品・消耗品費　(3.)事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
家賃・共益費等	282,700	7 7 31	(有)後藤誠商店	江東区門前仲町1－3－6	
複合機リース料	16,500	7 8 27	三菱HCビジネスリース㈱	港区西新橋1-3-1	
事務機器リース料	164,912	7 8 29	エイトレント(株)	品川区北品川5－1－18	
家賃・共益費等	282,700	7 8 29	(有)後藤誠商店	江東区門前仲町1－3－6	
複合機リース料	16,500	7 9 29	三菱HCビジネスリース㈱	港区西新橋1-3-1	
家賃・共益費等	282,700	7 9 30	(有)後藤誠商店	江東区門前仲町1－3－6	
複合機リース料	16,500	7 10 27	三菱HCビジネスリース㈱	港区西新橋1-3-1	
家賃・共益費等	282,700	7 10 30	(有)後藤誠商店	江東区門前仲町1－3－6	
複合機リース料	16,500	7 11 27	三菱HCビジネスリース㈱	港区西新橋1-3-1	
家賃・共益費等	282,700	7 11 28	(有)後藤誠商店	江東区門前仲町1－3－6	
事務機器リース料	215,160	7 12 17	エイトレント(株)	品川区北品川5－1－18	
〃	424,270	7 12 29	〃	〃	
家賃・共益費等	282,700	7 12 29	(有)後藤誠商店	江東区門前仲町1－3－6	
複合機リース料	16,500	7 12 29	三菱HCビジネスリース㈱	港区西新橋1-3-1	
この頁の小計	2,583,042				
その他の支出	6,380				
合計	5,995,836				

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　（組織対策費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	7,300				
合計	7,300				

(注1)　５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2)　国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3)　「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

(注4)　項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費（区政報告会）」、「機関紙誌の発行事業費（印刷費）」、「選挙関係費（陣中見舞）」など。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費　（遊説費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
宣伝自動車レンタル代	495,000	7 12 16	(株) レーベン企画	台東区東上野５－１１－１０	
宣伝自動車放送設備レンタル代	220,000	7 12 16	〃	〃	
この頁の小計	715,000				
その他の支出	0				
合計	715,000				

(注1) ５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費（区政報告会）」、「機関紙誌の発行事業費（印刷費）」、「選挙関係費（陣中見舞）」など。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費 (ポスター・ビラ等の作成・制作費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
Webサイト制作・管理費	77,000	7 2 7	WATRIX(同)	江戸川区清新町1-4-7-1406	
ポスティング費	830,963	7 2 28	(株)ケイ・アンド・パートナーズ	新宿区高田馬場4－39－6－3F	
ポスター作成費	194,150	7 4 16	(株)セイワクリエイト	墨田区本所1-13-25-3F	
ポスティング費	856,096	7 6 13	(株)ケイ・アンド・パートナーズ	新宿区高田馬場4－39－6－3F	
Webサイト制作・管理費	121,000	7 6 19	WATRIX(同)	江戸川区清新町1-4-7-1406	
のぼり作成費	34,540	7 6 30	(株)ウェルカムアート	台東区花川戸2－2－5－502	
ポスター作成費	320,100	7 7 31	(株)セイワクリエイト	墨田区本所1-13-25-3F	
レポート等制作費	786,945	7 8 3	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3－1	
Web等制作費	99,000	7 8 5	安納真里江	江東区東砂7－1－19	
ポスター等制作費	55,000	7 8 22	(株)ウェルカムアート	台東区花川戸2－2－5－502	
ポスティング費	841,500	7 9 30	(株)ケイ・アンド・パートナーズ	新宿区高田馬場4－39－6－3F	
事務所看板作成費	129,800	7 9 30	(株)富士看板	墨田区菊川1－13－10	
レポート郵送費	11,000	7 10 20	日本郵便(株)	千代田区大手町2－3－1	
〃	33,000	7 10 27	〃	〃	
〃	44,000	7 10 28	〃	〃	
この頁の小計	4,434,094				
その他の支出					
合計					

(注1) ５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の(　)の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費 (ポスター・ビラ等の作成・制作費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
看板制作費	11,000	7 10 30	(株)ウェルカムアート	台東区花川戸2−2−5−502	
レポート等制作費	789,110	7 12 27	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3−1	
この頁の小計	800,110				
その他の支出	5,830				
合計	5,240,034				

(注1) ５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費（区政報告会）」、「機関紙誌の発行事業費（印刷費）」、「選挙関係費（陣中見舞）」など。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☑	□	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑してください。　　(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと（その18）が必要です。

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	敷金
摘　　要	金　　額	年 月 日	備　　考
(有)後藤誠商店	1,100,000	7 3 17	

(注) その17で有に☑の場合は、項目別区分ごとに別葉として作成してください。
借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 6 月 30 日

政治団体の名称　　立憲民主党東京都第15区総支部

会計責任者の氏名　　甚野 謙　　印

（↓代表者については、**解散する年の収支報告書にのみ**記載すること。）

代表者の氏名　　印

（注１）　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
（注２）　「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。
（注３）　国会議員関係政治団体は、宣誓書（その２０）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和８年６月２９日

立憲民主党東京都第１５区総支部
代表　竹井　庸子　殿

登録政治資金監査人　[redacted]
登　録　番　号　第３０６７号
研修修了年月日　平成２１年１０月１５日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、立憲民主党東京都第１５区総支部の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、立憲民主党東京都第１５区総支部の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

立憲民主党東京都第１５区総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、立憲民主党東京都第１５区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上